インド商工省が Roche の特許に対する強制実施権設定勧告を棄却

2013 年 7 月 24 日
JETRO ニューデリー

7 月 23 日付でタイムズオブインディア社が報じたところによる[1]と、インド保健家族福祉省[2]からインド商工省産業政策推進局[3]に対して、3 つのがん治療薬[4]についての特許に対する強制実施権の設定を求める勧告がなされていた件に関し、商工省は、その内の 1 つである Roche 社の「trastuzumab」に対して、強制実施権の設定を認めない旨判断した。

同紙によると、これを受け、インド保健家族福祉省は同特許に対し、特許法第 66 条に基づく特許の取消を申請したとされている。なお、1994 年と 2012 年にいずれも医療関係の特許に対して同条の適用により特許が取り消されている。

なお、インド保健家族福祉省が勧告した他 2 件のがん治療薬に対する強制実施権の審理結果は依然下されていない。

これらの情報については、現時点でインド保健家族省、商工省からの公式発表はいずれも確認されていない。

事件概要

本年 1 月 17 日	インド保健家族福祉省が、インド商工省産業政策推進局に対し、3 つのがん治療薬の特許に対し、強制実施権を発動するよう勧告
本年 7 月上旬	インド商工省の求めに応じ、インド保健家族福祉省が「trastuzumab」に関しての詳細情報[5]を提出[6]
本年 7 月下旬	インド商工省が同特許に対する強制実施権の設定勧告を棄却 インド保健家族福祉省が同特許に対し、特許法第 66 条に基づく特許の取消を申請

(参考)インド特許法第 66 条　公共の利益のためにする特許の取消

特許又は特許を行使する態様が国家にとって有害であるか若しくは一般に公共の利益を損なうものであると中央政府が認めるときは、中央政府は、特許権者に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、官報にその旨の宣言を告示し、それに基づいて当該特許は、取り消されたものとみなす。

（今浦　陽恵）

本内容は、日本貿易振興機構が 2013 年 7 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

1 http://timesofindia.indiatimes.com/business/india-business/Health-ministry-ups-ante-against-patents/articleshow/21262080.cms
2 Ministry of Health and Family Welfare
3 Ministry of Commerce & Industry, Department of Industrial Policy & Promotion
4 trastuzumab, ixabepilone, dasatinib。それぞれのインドにおける権利者は、trastuzumab は Roche(スイス)、その他 2 薬については Bristol-Myers Squibb(米国)。
5 インド国内外の同医薬品の価格、インド国内で同医薬品を使用している患者数等
6 http://articles.economictimes.indiatimes.com/2013-07-11/news/40514782_1_trastuzumab-compulsory-licence-dipp